

多古町住宅取得奨励金のご案内

多古町では、新たに土地と住宅を取得して、町内に定住する方に奨励金を交付します。
※平成31年度から、中古住宅の取得も対象になりました。

補助を受けるための要件

【定義】

新築住宅：町内に新たに建築された一戸建て住宅または併用住宅で、未使用のもののうち建築完了から1年以内のもの
中古住宅：町内にある一戸建て住宅または併用住宅で、使用されたことのあるもの又は建築完了から2年以内に対価を伴って取得又は中古住宅を取得した日から過去1年以内に対価を伴って取得したもので農地転用が不要なもの
定住：奨励金を交付した日から起算して町内に10年を超える期間継続して居住し住民基本台帳の登録が一致して生活の実態があること
居住用面積：専ら居住の用に供する部分の面積

【交付対象住宅】

- ①建築基準法の検査済証の交付を受けていること
※平成13年5月11日以前に着工した中古住宅を除く
- ②居住用面積が70㎡以上であること
- ③定義にいう土地を敷地としていること
- ④地区計画がある場合は計画に適合していること

【交付対象者】

- ①申請時に交付対象住宅に定住していること
- ②交付対象住宅及び土地の納税義務者でそれぞれ2分の1以上の所有権があること
- ③同居する世帯全員が町税等の滞納がないこと
- ④過去にこの奨励金の交付を受けたことがないこと
※奨励金は1住宅につき1回限りです（中古は除く）

奨励金の額

基礎額にプラスして、交付対象者が以下の要件に該当するときは加算があります。

★基礎額 新築 20万円 中古 10万円

- ①申請時に39歳以下であるとき 10万円
- ②同居する世帯員に満18歳未満の子どもがいるとき 子1人につき5万円
- ③都市計画法による宅地開発許可を得て造成された住宅地に交付対象住宅を取得したとき 20万円
- ④住宅用省エネ設備を搭載した建売の交付対象住宅を購入したとき 上限88万円
- ⑤合併浄化槽を設置した建売の交付対象住宅を購入したとき 5人槽 22万1千円 6～7人槽 27万6千円 8～10人槽 36万5千円

※③に関して、中古は対象になりません。

※④⑤に関して、新築の建売以外の住宅に設置する場合は既存補助制度をご利用ください。この場合工事着手前に申請が必要となりますので、事前に生活環境課（76-5406）にご相談ください。



※奨励金の申請は、交付対象住宅を取得した日から1年以内になければなりませんのでご注意ください。
※奨励金は予算が無くなり次第、受付終了となりますのでご了承ください。

申込方法

多古町が定める申請書に必要事項を記載して、以下の書類を添付して提出してください。

- ①申請する方及び同居する世帯全員の住民票の写し
- ②申請する方及び同居する世帯全員の町税、介護保険料、給食費、保育料、水道料の納付証明
- ③建物登記事項証明書
- ④土地登記事項証明書
- ⑤建築完了検査済証の写し
- ⑥居住用面積のわかる図面及び計算書
- ⑦誓約書（定住に関するもの）
- ⑧その他必要と認める書類

奨励金は、「多古町補助金等交付規則」及び「多古町住宅取得奨励金交付要綱」の規定に基づき交付されます。
詳しくは末尾記載の担当課にお尋ねください。